

★育児休業中のときは？★

(ケース)

- ・被保険者（パートでない）が育児休業中のとき

()は支払基礎日数	基本給	通勤手当	残業手当	合計
4月 (16)	130,000	5,000	0	-
5月 (0)	0	0	0	-
6月 (0)	0	0	0	-
総額				0
平均額				※220,000

(算定基礎届の記入)

記入例 ※記入箇所は青色の部分です。

㉞ 被保険者番号		㉟ 被保険者の氏名		㊱ 生年月日		㊲ 性別		㊳ 従前の標準報酬月額		㊴ 従前の改定月・原因	
報 酬 月 額								㊵ 3ヶ月の総計		㊶ 適用年月	
㊷ 算定対象月の報酬 支払基礎日数		㊸ 通貨による ものの額		㊹ 現物による ものの額		㊺ 合計		㊻ 平均額		㊼ 修正平均額	
								㊽ 決定後の標準報酬月額			
厚 健 130		岡山 花子		5.55.1.25		女		従前 220 千円		年 9 月	
4月 16日		130,000 円		0 円		- 円		総計 0 円		修正平均 円	
5月 0日		0 円		0 円		- 円		平均 220,000 円		備考	
6月 0日		0 円		0 円		- 円		決定 220 千円		育児休業中	

(説明)

- ・ 育児休業中の場合は、育児休業を取得する直前の標準報酬月額である「㊳従前の標準報酬月額」を「㊽決定後の標準報酬月額」とします。
- ・ 「㊽平均」 = 「220,000 円」と記入してください。
- ・ 「㊽決定後の標準報酬月額」 = 220 千円 (18 等級)
- ・ 被保険者がパートの場合は、4月の報酬月額で「㊽決定後の標準報酬月額」を決定します。詳しくは、「各月とも支払基礎日数が17日未満のときは？」をご参照ください。